

諮問庁：検事総長

諮問日：令和4年5月27日（令和4年（行情）諮問第323号）

答申日：令和4年10月20日（令和4年度（行情）答申第294号）

事件名：行政文書ファイル「平成31年度司法警察職員に対する一般的指示」
につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和4年2月8日付け岐地企第5010号により岐阜地方検察庁検事正（以下「処分庁」ともいう。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は，審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。

決定通知書第2項記載の処分庁が不開示とした部分は，法5条4号に該当しないと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件開示請求は，「Webサイト「e-GOV」で公開されている行政文書ファイル管理簿に登載されている行政文書ファイルの内，「平成31年度司法警察職員に対する一般的指示」と題する行政文書ファイルに編綴された行政文書すべて」（以下「本件請求文書」という。）を対象としたものである。

（2）処分の決定

処分庁は，本件開示請求に対し，法11条の規定を適用した上で，本件開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分として本件対象文書を特定し，その一部が法5条4号に該当するとの一部開示決定（原処分）を行ったものである。

2 諮問庁の判断及び理由

（1）諮問の要旨

審査請求人の主張の趣旨は、原処分に係る不開示部分が法5条4号に規定される不開示情報に該当しないものとして、一部開示決定の取消しを求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、岐阜地方検察庁検事正が、司法警察職員に対して、道路交通法等違反事件における共用書式及び交通事件原票の書式の内容を変更する旨の通知の起案文書である。

(3) 本件対象文書の不開示情報該当性について

本件対象文書中の起案用紙の決裁者の印影の部分は、国立印刷局編職員録（以下「職員録」という。）へ掲載されている検察官の印影であるものの、その検察官の担当職務については掲載されておらず、印影を公にすることで、検察官の担当職務が明らかになる。

検察官は、担当職務によって、内偵捜査や所在捜査等の秘匿性の高い業務に従事するところ、担当職務を公にすることで、情報の収集が困難になるなど、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、印影の部分は、法5条4号の不開示情報に該当するものと認められる。

なお、当該検察官の印影を開示し、担当職務を不開示とした場合であっても、本件対象文書の内容から、当該検察官の担当職務が交通事案であることが明らかになり、このような部分開示をすることは相当ではない。

そのほか、本件対象文書中の起案用紙の決裁者の担当職務についても、捜査官として捜査・公判又は刑の執行に関し、当該職員が内偵捜査や所在捜査等の秘匿性の高い業務に従事するに当たって、担当職務を公にすることで、情報の収集が困難になるなど、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報に該当するものと認められる。

3 結論

以上のとおり、本件対象文書中の一部を不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年5月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月10日 審議
- ④ 同年9月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、法11条の規定を適用した上、本件請求文書に該当する文書の相当の部分として、本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

上記第3の2(3)のとおり。

(2) 検討

ア 当審査会において、不開示部分を見分したところ、起案用紙の「決裁」欄に記載された決裁者である特定職員（交通主任）の印影及び特定捜査官A、特定捜査官B及び特定捜査官Cの担当職務が不開示とされており、当審査会事務局職員をして職員録を確認させたところ、当該特定職員及び当該特定捜査官3名の氏名は職員録に掲載されているが、これら4名の担当職務は、職員録に掲載されていないと認められる。

イ 職員録によれば、当該特定職員は諮問庁の説明のとおり検察官であると認められ、そうすると、当該検察官の印影を公にした場合、当該検察官の担当職務が明らかとなり、さらに、検察官は、担当職務によって、内偵捜査や所在捜査等の秘匿性の高い業務に従事するところ、担当職務を公にすることで、情報の収集が困難になるなど、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

ウ また、特定捜査官A、特定捜査官B及び特定捜査官Cの担当職務についても、これらを公にした場合、捜査官として捜査・公判又は刑の執行に関し、当該職員が内偵捜査や所在捜査等の秘匿性の高い業務に従事するに当たって、担当職務を公にすることで、情報の収集が困難になるなど、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は首肯できる。

エ したがって、不開示部分については、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由が

あると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

起案用紙（検事正指示（司法警察職員に対する一般指示）「道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式の制定について」及び「交通反則切符中の『交通事件原票』の書式等の制定について」の一部改正について